

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
土木部監理課	平成15年7月29日及び8月11日	平成15年10月1日
(報告公表事項) 工事契約違約金等の未収金（平成14年度末現在 5,634,694円）について、引き続きその解消に努めること。		
(改善措置) 平成10年度分の未収金808,500円については、法人及び代表者の資産がなく徴収が困難なこと、時効が完成したこと等により平成15年9月不納欠損処分済み。 平成11年度分の未収金3,951,150円については、配当がなく破産終結決定がなされたので、今後、不納欠損処分予定。上記以外の未収金875,044円については、引き続き会計規則等に則り未収金解消に努める。		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
土木部道路総務課	平成15年7月10日及び7月24日	平成15年10月1日
(報告公表事項) 道路占用料の未収金（平成14年度末現在 4,086,377円）及び橋梁損傷に係る負担金の未収金（同8,960,000円）について、引き続きその解消に努めること。		
(改善措置) 債務者に対しては、引き続き電話・訪問による納入督促を徹底して行うとともに、必要に応じて資産調査や差押え等の滞納処分を行い、収入の確保に努める。		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
土木部河川課	平成15年7月7日及び7月24日	平成15年10月1日
(報告公表事項) 土石採取料等の未収金（平成14年度末現在 21,204,311円）について、引き続きその解消に努めること。		
(改善措置) 臨戸訪問や電話により納入督促を実施したが、行方不明や経営状況悪化などで解消には至っていない。今後は、引き続き、転居先調査や資産調査を行い、債権の確保や納入指導に努める。		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
土木部港湾課	平成15年7月1日及び7月16日	平成15年10月1日
(報告公表事項) 港湾使用料等の未収金（平成14年度末現在 18,174,371円）について、引き続きその解消に努めること。		
(改善措置) 滞納者のうち接触できる者とは連絡をとり、納付の督促を行い、また、分割納付が可能な者については分割納付の手続を行う等、可能な限り未収金の督促に努めた。 なお、行方不明者については、定期的に戸籍調査、知人及び隣人からの聞き取り調査を行い、所在地の把握に努めた。		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
土木部住宅課	平成15年7月14日及び7月24日	平成15年10月1日
(報告公表事項) 県営住宅使用料の未収金（平成14年度末現在 290,190,776円）について、引き続きその解消に努めること。		